

(仮称) 静岡県・下田市一体 型道路等包括管理委託業務

要求水準書 (案)

本要求水準書 (案) は現段階での検討中の事項を含むものであり、
今後変更する場合もありえる。

目次

第1章	総則	2
1.	要求水準書の位置づけ	2
2.	要求水準の達成	2
3.	要求水準を満たさない場合の措置	2
4.	要求水準書の見直し	2
第2章	事業概要	3
1.	事業名称	3
2.	事業の背景及び目的	3
3.	履行期間	4
4.	対象区域	4
5.	対象施設	5
6.	業務範囲	5
7.	事業方式	5
8.	適用法令等	6
9.	技術者の配置	6
第3章	各業務の内容と要求水準	6
1.	全体マネジメント業務	6
2.	小規模修繕業務	8
3.	道路除草業務	15

第1章 総則

1. 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、「(仮称) 静岡県・下田市一体型道路等包括管理委託業務（以下「本事業」または「本業務」という。）」に関する各種業務について、静岡県（以下「県」という。）及び下田市（以下「市」という。）が本事業を受注する民間事業者（以下「受注者」という。）に要求する業務の水準及び特記事項を示すものである。

本事業においては、受注者の持つ創意工夫及びノウハウの活用を期待し、主に性能発注の考え方を導入している。受注者は、委託対象区域で実施する各業務が本要求水準書に定められた所要の水準を維持し、利用者が安心安全に施設の利用ができるように、適切な維持管理を行わなければならない。

なお、本要求水準書は、現時点において県・市が考えている基本的な水準を示すものであり、受注者が創意工夫によって要求水準を上回る提案を行うことを妨げるものではない。

2. 要求水準の達成

受注者は、本要求水準書に定める要求水準を達成するよう、業務を遂行しなければならない。そのうえで、受注者は、従来県・市が実施していた作業で得られる結果と同等以上の施設の状態を保たなければならない。

3. 要求水準を満たさない場合の措置

県・市は、受注者の実施する維持管理業務の水準が、本要求水準書に定める水準を満たすことができないと判断した場合は、業務内容の速やかな改善を指示する。その場合、受注者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

4. 要求水準書の見直し

契約期間中に当初想定し得なかった課題が生じた際、本要求水準書の内容を見直すことで改善できる事項がある場合は、委託実施の途中段階であっても本要求水準書を見直すこともある。

なお、見直しにあたっては、県・市と受注者で協議のうえ、その内容を定めるものとする。

本事業は、県・市と受注者の合意があった場合、次のとおり契約期間内に要求水準を見直すことができるものとする。

(1) 要求水準の見直し

県・市は、受注者との協議のうえ、事業期間中に要求水準の見直しを行うことがあ

る。

要求水準の見直しは、次の場合に行う。

- ① 法令や各種指針、基準等が改正され、要求水準の変更が必要となった場合
- ② 県・市の事由により業務内容の変更が必要な場合
- ③ その他、県・市が業務内容の変更が特に必要と認める場合

(2) 要求水準の見直しに伴う契約変更

県・市と受注者は、要求水準の変更に伴い、必要に応じて契約変更等を行うこととする。

(3) 要求水準書の内容に疑義が生じた場合の対応

要求水準について、県・市と受注者の間に判断の相違がある際は、県・市が従来管理していた実績やその他の路線の状況を参考基準として協議を行う。

第2章 事業概要

1. 事業名称

(仮称) 静岡県・下田市一体型道路等包括管理委託業務

2. 事業の背景及び目的

静岡県下田市では、公共施設等の更新に要する費用は、充当可能な財源規模を超過する見込みであり、抜本的な解決策の早期導入が求められる中、すでに道路の維持管理においては多くの費用を要している。また、今後の職員の不足も大きな課題となっている中、技術継承が困難となることで維持管理水準の低下や、既往の入札制度に伴う発注手間等の職員負担の増加も懸念される状況となっている。これらは静岡県においても同様の課題である。

また、これらの課題による維持管理水準の低下や不均一化は、現在、静岡県内で取組を促進している自動運転技術について、今後の面的な普及促進に向けた障害となる可能性もある。しかし、道路は他の公共施設等と異なり、統廃合等の抜本的対策はなじまないことから、民間活力や新技術等の活用による公的負担の軽減が不可欠となる。

静岡県及び下田市は、これらの課題について解決を図るため、「静岡県美しい”ふじのくに”インフラビジョン(令和4年3月策定)」や「下田市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改定)」を踏まえ、道路施設その他県・市管理インフラを一体的に管理する包括的民間委託の導入を目指している。

将来的に、県・市が管理する道路等のインフラの管理を広域・長期かつ民間のノウハウを活用する形で事業者任せつつ、性能規定を積極的に導入することにより、新技術の導

入を促進することで、インフラ管理の効率化を図ることを期待している。

将来的にはより多くの業務分野の実施・事業期間の長期化を目指すこととするが、令和5年度においては試行的に道路における一部業務を発注し、検証につなげることとする。

試行的な事業を通して得られた知見を基に、包括管理業務として事業者へ委託する対象施設やエリア、業務範囲の拡大、ならびに、契約の複数年化に伴う発注規模の拡大について引き続き検討し、静岡県及び下田市が抱える今後の職員不足に伴うインフラ維持管理水準の低下という課題解決や、民間活力や新技術等の活用による公的負担の軽減等に資する事業スキームの構築と実現を目指す。

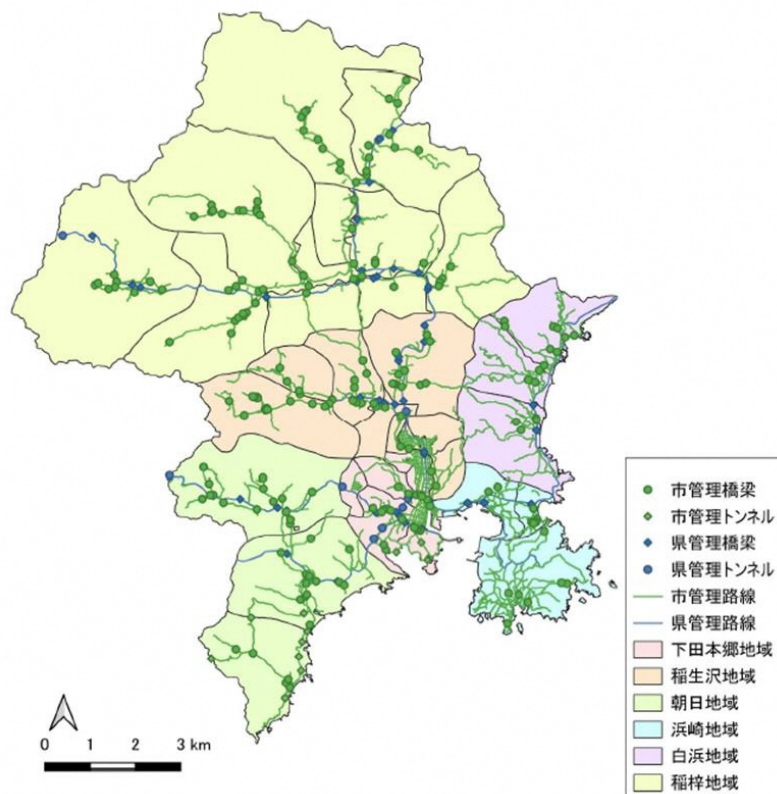
3. 履行期間

本事業の事業期間は、次のとおりを予定している。

時期（予定）	内容
令和5年9月～令和6年8月	業務の履行期間

4. 対象区域

本事業の対象区域は、以下に示すとおり下田市全域における県管理道路及び市管理道路とする。



出所：国土交通省「令和3年度 市・県一体型道路等包括管理等導入可能性調査業務

報告書」

5. 対象施設

施設管理者	道路種別	数量
静岡県	一般国道	26.0 km
	主要地方道	8.8 km
	一般県道	12.1 km
下田市	一級市道	40.1 km
	二級市道	32.4 km
	その他の市道	163.6 km
計		283.0 km

6. 業務範囲

本事業の業務範囲は、以下に示す通りとする。

業務項目	主な業務内容
全体マネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> 業務計画書の作成 業務報告 定例会議の開催 モニタリングの実施と報告 引継ぎ作業
小規模修繕	<ul style="list-style-type: none"> 舗装道のポットホール、亀裂、段差等の補修 排水施設工、交通安全施設工等の小規模な維持修繕 除雪及び凍結防止剤散布等 照明用機材の交換・修繕等 崩土除去、パトロール、待機等
道路除草	<ul style="list-style-type: none"> 除草及び積み込み、運搬、処分

7. 事業方式

本事業は、県・市、並びに受注者との三者間での契約となる。すなわち、県が管理する施設に係る維持管理業務について、県と受注者との間で契約を締結するとともに、市が管理する施設に係る維持管理業務については、市と受注者との間で別途契約を締結する。なお、全体マネジメント業務その他維持管理に属さない業務の費用は、予め県・市の二者間で合意さ

れた負担割合を基に、県・市それぞれから受注者に対して支払われる。

また、受注者は総価契約により業務範囲として定められた業務を実施する。

なお、受託者は、静岡県及び下田市からの包括管理事業に係る、業務遂行上の品質確認や経費の調査等について協力をするものとする。

8. 適用法令等

本業務の実施にあたり、各業務の内容に応じて関連する各法令、要綱・各種基準等を遵守すること。

9. 技術者の配置

受注者は、本事業を実施するにあたり、「業務総括責任者」及び「副業務総括責任者」を配置しなければならない。

(1) 「業務総括責任者」は構成企業等から1名選出し、次のいずれかに該当する資格を有し、かつ業務経験を有しなければならない。

- ① 1級又は2級土木施工管理技士
- ② 技術士（総合技術監理部門 建設―「道路」または建設部門「道路」）
- ③ 道路維持管理に関する業務について、10年以上の実務経験を有する者

(2) 「副業務総括責任者」は構成企業等から各1名選出し、次のいずれかに該当する資格を有しなければならない。

- ① 1級又は2級土木施工管理技士
- ② 技術士（総合技術監理部門 建設―「道路」または建設部門「道路」）
- ③ 道路維持管理に関する業務について、10年以上の実務経験を有する者

(3) その他

本図書及びその他の契約条項における主任技術者又は責任者は、「業務総括責任者」と読み替える。

第3章 各業務の内容と要求水準

1. 全体マネジメント業務

(1) 業務内容及び範囲

① 業務計画書の作成

各地区の受注者は、本要求水準書と提案書に基づき、小規模修繕業務及び道路除草業務の業務計画書を作成すること。また、業務計画書には、各業務の計画や緊急時の対応等、業務実施に必要な事項を含めるものとする。

- (ア)受注者は業務計画書を作成するものとし、作業内容、実施体制等で構成する。
- (イ)受注者は、委託契約締結後速やかに業務計画書を作成し、県・市と協議のうえで承認を受ける。
- (ウ)業務計画書には、次の内容を含めることとする。
- A) 各業務の作業計画
本要求水準書を基に、各業務における具体的な作業計画を記述する。
 - B) 産業廃棄物等処理計画
産業廃棄物の処分先など具体的な作業計画を記述する。
 - C) 提案内容の作業計画
本事業の公募段階における受注者の提案に対し、具体的な作業計画を記述する。

② 業務報告

県・市、構成企業との情報共有を図るため、次の業務報告を行う。

(ア)通常報告

通報や要望相談を受け付けた内容を一覧にまとめ、月報として報告する。

また、作業中に緊急性の高い報告事項があった場合は、速やかに（閉庁日の場合は、あらかじめ定める緊急連絡体制に準ずる。）県・市担当者へ報告しなければならない。

(イ)定期報告

A) 定例会議

- ・四半期に1回、受注者は、県・市と定例会議を開催する。
- ・受注者は、効率的な定例会議の開催方法を検討するとともに、業務計画書において提案し、県・市の了承を得て実施する。

B) 報告書の提出

受注者は、効率的な報告方法を検討するとともに、業務計画書において提案し、県・市から了承を得たうえで、報告書を提出するものとする。

C) 定期報告書の内容

定期報告書は、次の内容を含むことを想定するが、具体的には受注者が業務計画書において提案し、県・市から了承を得るものとする。

- ・前回の定例会議の打合せ議事録
- ・業務報告（月報）
- ・実績額管理表（月別及び累計）
- ・月間業務計画表（前月、当月、来月）

③ 委託業務完了報告書

受注者は履行期間終了時に、業務の状況をまとめた委託業務完了報告書を、県・市

の内容確認を受けたのちに提出する。提出方法等については、県・市が別途指示する。

④ 引継ぎ

(ア)受注者は、次期の包括管理事業の受注者への業務引継ぎのため、必要な資料の作成及び引継ぎ作業を行う。

(イ)受注者は、次期の包括管理事業の実施時に対象施設の管理に支障の出ないよう引継ぎを行わなければならない。具体的には、引継ぎが必要な事項や課題事項等について対象施設毎に整理した資料及び資料データを作成し提出する。また、次期の包括管理事業の受注候補者に対し、県・市の同席のもとで引継ぎを行う。引継ぎの時期は、県・市が指示する。

2. 小規模修繕業務

本業務は、小規模施設修繕業務及び小規模舗装補修業務とで構成される。両業務に共通する事項と、業務ごとの要求水準とを以下に示す。

(1) 共通

① 業務指示1件当りの限度額

本業務における業務指示1件当りの限度額は、下表左欄に示す金額を原則とする。ただし、車両の通行に著しい支障を及ぼし、緊急性の高い道路施設の維持修繕に限り、右欄に示す限度額とすることができる。

なお、緊急性の高い道路施設の維持修繕とは、緊急車両の安全で円滑な通行を確保することを目的とした崩土除去や路面陥没箇所の復旧、除雪作業、点検等を指す。

1件当りの指示限度額

業務委託名	業務内容	1件当りの限度額（税込み）	
舗装道補修	舗装道のポットホール、亀裂、段差等の補修	500 千円	1,000 千円
小規模施設修繕	排水施設工、交通安全施設工等の小規模な維持修繕		
雪氷対策	除雪及び凍結防止剤散布等		
照明灯施設	照明用器材の交換・		

業務委託名	業務内容	1件当りの限度額（税込み）	
維持修繕	修繕等		

② 想定業務量

履行期間中に想定される業務量の参考として、過年度の業務指示実績を下表に示す。なお、履行期間中に下表に示す業務量を大きく上回ることが見込まれる場合には、受発注者双方の協議の上で対応を決定する。

想定業務量

業務委託名	業務内容	過年度実績（履行期間中の想定作業量の参考値）	
		県管理施設	市管理施設
舗装道補修	舗装道のポットホール、亀裂、段差等の補修	65件（R2年度） 51件（R3年度）	1件（R2年度） 6件（R3年度） ※ポットホール補修及び舗装本復旧を除く ※ポットホール補修は約120箇所／年
小規模施設修繕	排水施設工、交通安全施設工等の小規模な維持修繕	199件（R2年度） 133件（R3年度）	32件（R2年度） 37件（R3年度） ※災害対応（崩土除去、倒木除去等）及び清掃を除く
雪氷対策	除雪及び凍結防止剤散布等		0件（R2年度） 0件（R3年度）
照明灯施設維持修繕	照明用器材の交換・修繕等		5件（R2年度） 6件（R3年度）

（2） 小規模施設修繕業務

（総則）

① 適用

この仕様は、小規模施設修繕業務（以下「業務」という。）の施工に関し適用する。

② 現場写真

現場写真は、施工の場所及び出来型が判別できるものとし、同一位置から工事の着手前及び着手後撮影したものを業務完了届に添付して、提出することを想定するが、具体的には受注者が業務計画書において提案し、県・市の了承を得て実施する

ものとする。

③ 検収単位

検収単位は、発注者が別途示す単位表の検収単位とし、直近下位は四捨五入とする。ただし、業務指示書による1回当りの数量が検収単位に満たないときは、検収単位に切り上げるものとする。

④ 表示板

「静岡県土木工事共通仕様書」に定める表示板は設置しないものとする。

(排水施設工)

⑤ 側溝工

(ア)道路側の埋め戻しには、関連する各法令、要綱・各種基準等に準拠した材料品を使用し、十分締め固めなければならない。

(イ)コンクリートは、関連する各法令、要綱・各種基準等に準拠した材料品とする。

⑥ コンクリート溝蓋工

コンクリートは、関連する各法令、要綱・各種基準等に準拠した材料品を使用する。

⑦ グレーチング溝蓋工

設置するに当たっては、所定のボルトまたは鎖等による固定を基本とするが、具体的には発注者が指名した監督員（以下「監督員」という。）の指示による。

⑧ 溝蓋取り外し及び布設

(ア)溝蓋は既設のものを使用するものとする。

(イ)既設溝蓋が破損している場合は、監督員の指示を受けなければならない。

⑨ 溝蓋設置工（設置手間）

溝蓋は監督員の指示による支給品を使用するものとする。

(安全施設工)

⑩ 歩車道境界ブロック工

基礎コンクリートは、関連する各法令、要綱・各種基準等に準拠した材料品を使用する。

⑪ 防護柵工

ガードレールを補修するに当たり必要に応じてガードレール用視線誘導標を施工しなければならない。

⑫ 視線誘導標工

使用材料は監督員の承認を得なければならない。

⑬ 道路反射鏡工

道路反射鏡背面に、ミラー製造業者・設置年月日及び管理者名を記入しなければならない。

(清掃工)

⑭ 路肩整正工

(ア)外側線の設置箇所では、交通の安全確保のため土被り等のないよう十分留意して施工しなければならない。

(イ)路肩整正は原則として機械施工とするが、やむを得ない場合は人力施工することができるものとする。ただし、この場合はあらかじめ監督員の承諾を得るものとする。

⑮ 排水施設清掃工

土砂は、底版が見える程度に除去し速やかに処理しなければならない。

⑯ 人力路面清掃工

(ア)人力路面清掃工(A)は、路面・横断歩道橋・地下横断歩道及び歩道上の土砂・塵埃・落葉等を、人力により収集、清掃するものとする。

(イ)人力路面清掃工(B)は、路肩等に散在している土砂、紙屑等を人力により収集、清掃するものとする。

(ウ)人力路面清掃工(C)は歩道等に散在している土砂、紙屑等を人力により収集、清掃するものとする。

⑰ 標識清掃工

清掃を行うに当り材質を痛めないように丁寧に布等で拭きとらなければならない。

⑱ 除草工

草やゴミ等の処理は適正に処分しなければならない。

(土工)

⑱ 土工

(ア) 人力床堀とは、土砂を掘り起こしてその付近に置くまでの作業で、はね上げ・はね付けまたは積み込みの一連の作業を含めたものをいう。

(イ) 埋め戻しとは、仮置きされた土砂を3 m程度投棄し、さらに敷均すまでの一連の作業をいう。

(ウ) 残土処理とは、人力により積み込みされた土砂を5 k m以内に投棄することをいう。

(エ) 人力盛土とは、良質購入土（山土）を敷均し、タンパ（60～100 kg）により締め固める作業をいう。

⑳ 崩土除去工

法面の崩壊等により路面に出た土砂を搬出する。法面が再び崩壊する危険がある場合は監督員の指示を受けなければならない。

㉑ 取り壊し工

(ア) 構造物の取り壊し・はつりは、他の部分を損傷させないように十分注意しなければならない。

(イ) アスファルト舗装は、アスファルトカッターで切断後取り壊すものとする。

(ウ) コンクリート、アスファルト殻は、中間処理場へ処理するものとする。

(その他施設工)

㉒ 基礎工

(ア) 砕石基礎工の材料は、再生クラッシャーラン（関連する各法令、要綱・各種基準等に準拠した材料品）とする。

(イ) 均しコンクリート基礎工の材料は、関連する各法令、要綱・各種基準等に準拠したのものとする。

㉓ 鉄筋工

(ア) 配筋又は差し筋を必要とする場合は、監督員の指示を受けなければならない。

(イ) 差し筋は、関連する各法令、要綱・各種基準等に準拠した材料品を挿入するものとする。

㉔ 接着工

接着剤を必要とする場合は、監督員の指示を受けなければならない。

㉕ コンクリート工

- (ア) 構造物の打ち継ぎ面は、十分清浄にして打設しなければならない。
- (イ) コンクリートは、関連する各法令、要綱・各種基準等に準拠した材料品を使用するものとする。

②⑥ 鋼製品設置工

使用鋼材については監督員の承諾を得るものとし、製作・設置にあたっては監督員の指示を受けなければならない。

②⑦ 砂散布工

- (ア) 砂の散布は、100㎡当り0.4m³の割合での散布を標準とし、飛散した砂はほうき等で掃きとらなければならない。
- (イ) 作業完了後は、直ちに監督員に報告しなければならない。

(舗装工)

②⑧ 舗装復旧工

舗装復旧が可能な状態にある場合は速やかに復旧し、交通の解放をしなければならない。

②⑨ インターロッキング工

- (ア) 発生材を使用する場合、既設インターロッキングを取り外す場合は破損させないようにしなければならない。
- (イ) 購入する材料については監督員の承認を得なければならない。

(橋守(橋梁小規模修繕工))

③⑩ 排水枳清掃工

橋梁の排水枳の土砂詰まりを、人力により除去する。ただし、人力により除去できない場合は、監督員と施工方法等について協議すること。

③⑪ 沓座清掃工

沓座および沓座まわりに堆積した土砂等を人力により除去する。ただし、足場は、はしごを基本とするが、監督員と施工方法等について協議すること。

③⑫ 伸縮継手部清掃工

伸縮継手部に堆積した土砂等を人力により除去する。ただし、人力により除去できない場合は、監督員と施工方法等について協議すること。

③③ 地覆清掃工

地覆部の路肩側に堆積した土砂等を人力により除去する。ただし、人力により除去できない場合は、監督員と施工方法等について協議すること。

(雑工)

③④ 支障木等撤去工

発生した枝葉等は適正に処分しなければならない。

③⑤ バリケード等設置工

(ア)溝蓋・防護柵部材等の搬入に日数のかかる製品を使用する業務の遂行前の一時的処理であるので、監督員の指示を受けたら直ちに業務を遂行しなければならない。

(イ)バリケードは2 m当り1基を設置するものとし、各々のバリケードには赤色灯を付けなければならない。

(ウ)規制標識は、1箇所当り2基設置を基準とするが監督員の指示がある場合は、この限りではない。

(エ)バリケード及び標識は、砂袋等で固定しなければならない。

(オ)バリケード等設置期間中は、その維持管理をしなければならない。

③⑥ パトロール工

(ア)道路のパトロール(巡回)は、監督員より指示された路線及び区間を原則として月1回行うものとする。

(イ)道路パトロール中緊急な措置を要する異状を発見した時は、直に監督員に連絡すると共に、処置のできる体制をとるものとする。

(ウ)パトロールの報告方法及び内容は、受注者が業務計画書において提案し、県・市の了承を得て実施するものとする。

③⑦ 作業及び調査

監督員の指示により早急に現場の調査又は作業を行うものとする。

③⑧ 交通整理

交通量が多く作業を行うことが危険な場合は交通整理人を配置するものとする。その場合は事前に監督員と人員の配置等を協議しなければならない。

③⑨ 待機

(ア)緊急対応が必要な場合は、監督員の指示により会社あるいは現場に作業員を配

備するものとする。

(イ) 配備した時間のうち、維持作業がなかった時間を対象とする。

(ウ) 待機期間中は、監督員との連絡体制を確立しなければならない。

(エ) 待機業務の記録・提出方法は、受注者が業務計画書において提案し、県・市の了承を得て実施するものとする。

(3) 小規模舗装補修業務

① 適用

この仕様は、小規模舗装補修業務（以下「業務」という。）の施工に関し適用する。

② 現場写真

現場写真は施工の場所及び規模が判別できるようなものとし、同一位置から工事の着手前及び完了後撮影したものを業務完了届に添付して提出することを想定するが、具体的には受注者が業務計画書において提案し、県・市の了承を得て実施するものとする。

③ 検収数量

検収数量は発注者が別途示す単価表の検収単位とし、直近下位は四捨五入とする。ただし、業務指示書による1回当りの使用量が検収単位に満たない場合は、検収単位に切り上げるものとする。

④ パトロール工

(ア) 道路パトロール中緊急な措置を要する異状を発見した時は、直に監督職員に連絡すると共に、処置のできる体制をとるものとする。

(イ) パトロールの報告方法については、受注者が業務計画書において提案し、県・市の了承を得て実施するものとする。

⑤ その他

その他、疑義等が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

3. 道路除草業務

(1) 適用

この仕様は、道路除草業務（以下「業務」という。）の施行に関し適用する。

(2) 出来高の確認資料

- ① 現場写真は施行の場所及び規模が判別できるものとし、展開図にあわせ、500m²に1枚程度、同一位置から業務の着手前・作業中及び完了後撮影したものを業務実施報告書に添付して提出することを想定するが、具体的には受注者が業務計画書において提案し、県・市の了承を得て実施するものとする。
- ② 作業日誌その他出来高の確認に必要な資料の作成及び監督員への提示方法は、受注者が業務計画書において提案し、県・市の了承を得て実施するものとする。

(3) 作業計画

- ① 安全で円滑な交通を確保し良好な道路環境を維持するため業務設計書に示す各施行区間について業務を施行するものとする。
- ② 作業時期は原則として、6月から7月の工事抑制開始前までの間に1回除草するものとし2回/年施行区間にあっては9月から11月までの間にさらに1回除草するものとする。

以上